

平成29年5月23日開催

高崎市第16回農業委員会

農業振興部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長(小野関多吉) それでは、ご指名ですので、しばらく座長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、第16回農業振興部会を始めたいと思います。

まず、諸般の報告をいたします。本日は、3番、須藤勝彦委員、それから4番、依田延雄委員、6番、今井隆委員、23番、吉田和夫委員、4名から欠席の連絡がありました。

次に、次第、第3の議事録署名人及び書記の任命についてですが、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、指名させていただきます。議事録署名人、5番、國峯敏幸委員と6番、今井隆委員にお願いいたします。書記任命につきましては、事務局の發地雄太主事を任命いたします。よろしくお願いいたします。

質疑については、挙手をし、許可を得てから議席番号、氏名を名乗って行うようにお願いいたします。

それでは、早速、次第、第4の議案審議に入ります。

議案第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 管理担当の村山です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号について説明をさせていただきます。議案書2ページをごらんいただきたいと存じます。議案を朗読いたします。

議案第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表について。農業委員会事務の実施状況等について、別紙のとおり公表したいので審議を求めます。平成29年5月23日提出。高崎市農業委員会農業振興部会長、小野関多吉。

それでは、本日お配りいたしました資料をごらんいただきたいと存じます。別紙様式1、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)及び別紙様式2、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の2点でございます。

それでは、初めに、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、説明をさせていただきます。別紙様式2のほうでございます。

平成28年度の点検・評価(案)の1ページをごらんください。1、農業委員会の状況、平成28年3月31日現在でございます。こちらは1年前の農業振興部会でご審議いただきまして、また農地部会でご報告させていただきました。平成28年度の活動計画と同じ内容となっておりますので、今回は説明を割愛させていただきます。後ほどご確認いただきたいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。2、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。1、現状及び課題。平成28年3月現在の管内農地が6,560ヘクタール、これまでの集積面積が840ヘクタール、集

積率12.8%でございます。課題としましては、農業者の高齢化や後継者不足により地域農業の担い手が減少している。農地の相続等で生じる不在村地主との権利関係等の調整は大きな障害である。中山間農地等の農業条件の厳しい農地や都市部に隣接する所有者の転用圧力が強い地域が点在しており、集積による農業利用が容易ではないでございます。

2、平成28年度の目標及び実績でございますが、集積目標850ヘクタール、集積実績890ヘクタール、うち新規実績500ヘクタール、達成状況104%ございました。

3、目標の達成に向けた活動は、活動計画を農地中間管理事業を活用するとともに「農家の友」により利用権設定事業の周知を行い、農地のあっせん事業を実施すると設定いたしまして、活動実績は「農家の友」等を活用し、利用権設定事業の周知を行うとともに、農地バンクによるあっせん事業を実施しました。

4、目標及び活動に対する評価は、目標に対する評価を「適切であった」、活動に対する評価を「おおむね計画どおりに実施できた」といたしました。

続きまして、3ページをごらんください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。1、現状及び課題。新規参入の状況でございますが、平成25年度の新規参入者数8経営体、新規就農者が取得した農地面積2.06ヘクタール、平成26年度の新規参入者数6経営体、新規就農者が取得した農地面積1.85ヘクタール、平成27年度の新規参入者数9経営体、新規就農者が取得した農地面積3.95ヘクタールで、課題といたしましては、農業従事における魅力を具体的に発信する情報量と新規就農に際して発生するさまざまな課題、農地、栽培技術、機械、施設、労力等に対する制度的な補助及び相談体制の確立でございます。

2、平成28年度の目標及び実績は、参入目標10経営体に対して参入実績は4経営体、達成状況は40%ございました。参入目標面積は、目標4ヘクタールに対して実績が2ヘクタールでございましたので、達成状況は50%ございました。

3、目標達成に向けた活動は、活動計画を7月から3月に4回発行する「農家の友」等を活用し、周知活動を行うと設定いたしまして、活動実績は「農家の友」等を活用して周知活動を行うとともに、認定農業者連絡協議会等との点検による支援等を行いました。

4、目標及び活動に対する評価は、「目標に対する評価を目標が達成できるよう努力する必要がある」、活動に対する評価を「より一層の周知が必要である」といたしました。

続きまして、4ページをごらんください。4、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

1、現状及び課題。平成28年3月現在の管内農地面積は6,918ヘクタール、遊休農地面積は357ヘクタール、割合が5.17%でございます。課題としましては、遊休農地の多くは点在していることが多いため、担い手等への集積が困難となっている。また、農業者の高齢化や後継者不足による地域の農業を担う者が減少しているでございます。

2、平成28年度の目標及び実績は、解消目標31ヘクタールに対して、解消実績が129ヘクタールでありましたので、達成状況は416%でございます。

3、2の目標の達成に向けた活動でございますが、まず活動計画でございます。農地の利用状況調査、調査員

数58人、調査実施時期10月から11月、調査結果取りまとめ時期12月から1月、調査方法は、農業委員及び農業委員会事務局職員による利用状況調査を実施し、新たな遊休農地の把握に努め、遊休農地の解消等の指導を行うといたしまして、農地利用意向調査の実施時期を2月から3月、取りまとめ時期を3月から4月といたしました。

続きまして、活動実績は、農地の利用状況調査、調査員数58人、調査実施時期10月から11月、取りまとめ時期12月から1月、農地の利用意向調査の実施時期が3月、取りまとめ時期が3月から4月でございました。調査結果といたしまして、農地法第32条第1項第1号に該当する農地が582筆、50ヘクタールで、32条1項2号と33条に該当する農地はございませんでした。

続きまして、4、目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価を実績を踏まえた再検討が必要であるとして、活動に対する評価を「おおむね計画どおりに実施できた」といたしました。

続きまして、5ページをごらんください。5、違反転用への適正な対応でございます。1、現状及び課題。平成28年3月現在の管内の農地面積は6,560ヘクタール、違反転用面積は6.3ヘクタール。課題としましては、農家を取り巻く全国的な状況のほかに地域の特性・実情などの外部的要因と個々の農家自体の内部的要因とが複雑に関連して発生している。疑いのある農地については随時指導しているが、地域が広く発見がおくれ、地元の農業委員さんの目も届かないケースがあるため、監視活動に難しさがございます。

2、平成28年度実績でございますが、解消実績0.2ヘクタールで解消後の違反転用面積は6.1ヘクタールでございます。

3、活動計画・実績及び評価でございますが、活動計画を違反転用を把握したら随時調査し、是正の指導を口頭及び書面にて実施し、指導に従う意思のない場合は勧告する。資産税課と情報交換をし、積極的に指導する。「農家の友」等により違反転用防止の周知活動を実施する。利用状況調査の結果を踏まえ、違反と認められる場合は12月に通知を送ると設定いたしまして、活動実績は10月から11月にかけて農地パトロールにより調査を行った。関係者への文書による是正指導及び勧告を随時行うとともに、年4回発行される「農家の友」により違反転用防止の周知活動を行ったでございまして、活動に対する評価を早期発見、早期是正を図るとともに、所有者に対して一層丁寧な指導を行うことが必要であるいたしました。

続きまして、6ページをごらんください。6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。1、農地法第3条に基づく許可事務でございますが、1年間の処理件数198件、そのうち許可が198件、不許可ゼロ件でございました。

事実関係の確認の実施状況は、申請時に申請書の記載内容について確認を行いまして、また現地確認、農地台帳等の客観的な資料と照らし合わせて内容を確認しております。特に、農地の全部効率利用について注意しております。

続きまして、総会等での審議は、案件について、毎月5日ごろに実施される農地部会において、許可要件等を十分に審議しております。

続きまして、申請者への審議結果の通知は、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数198件、

不許可処分の理由の詳細を説明した件数ゼロ件でございます。

続きまして、審議結果等の公表につきましては、議事録を作成して市のホームページで公開しております。

続きまして、処理期間としまして、標準処理期間が申請書受理から25日、実績としての処理期間は平均25日でございます。

いずれの点検項目も適正に事務を実施しておりますので、是正措置は特にございません。

続きまして、2、農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)でございます。1年間の処理件数は644件でございます。事実関係の確認の実施状況は、申請時に申請書の記載内容について確認を行っておりまして、また現地確認、農地台帳等の客観的な資料と照らし合わせて内容を確認しております。

続きまして、総会等での審議は、必要に応じて調査班で現地確認、申請人から聞き取り調査を行いまして、全件について全農業委員で協議し、農地部会において審議しております。

続きまして、審議結果等の公表は、議事録を作成して、市のホームページで公表しております。

標準処理期間は、申請書受理から40日で、平均処理期間は40日でございます。

こちらの点検項目も、いずれも適正に事務を実施しておりますので、是正措置はございません。

続きまして、7ページをごらんください。3、農地所有適格法人からの報告への対応でございます。農地所有適格法人からの報告について、管内の農地所有適格法人数20法人、うち報告書を提出した法人数13法人、報告書の督促を行った法人数7法人でございました。そのうち督促後に報告書を提出した法人数が7法人、報告書を提出しなかった法人はございませんでした。

対応方針は、提出期限までに報告がない法人に対して速やかに督促を行っております。

農地所有適格法人の状況について、農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人はございませんでした。

続きまして、4、情報の提供等でございます。貸借料の調査・提供の実施状況は、調査対象貸借件数503件、公表時期平成29年1月、情報の提供方法は市ホームページに掲載しております。

続きまして、農地の権利移動等の状況把握は、調査対象権利移動等件数580件うち3条が198件で、基盤法が382件、取りまとめ時期が平成29年3月、情報提供方法は市ホームページに掲載しております。

続きまして、農地台帳の整備についてですが、整備対象農地面積が8,567ヘクタール、データの更新は随時行っております。公表は、市のホームページ及び窓口での閲覧を行っております。こちらの是正措置は、特にございません。

続きまして、8ページをごらんください。7、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございます。農地利用最適化等に関する事務について、地域の農業者から寄せられた要望、意見等は特にございませんでした。

農地法等によりその権限に属された事務について、地域の農業者から寄せられた要望、意見等は特にございませんでした。

続きまして、8、事務の実施状況の公表等でございます。1、総会等の議事録の公表につきましては、ホームページにて公表しております。

2、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出につきましては、意見の提出件数が3件で、提出先及び提出した意見の概要は、市長、市議会議長及び県知事へ意見を提出しまして、概要としましては、農業用施設用地の課税について、有害鳥獣対策について、農業委員会事務局の体制強化について、後継者の育成について、耕作放棄地の発生防止・解消についての以上でございます。

3、活動計画の点検・評価の公表につきましては、ホームページで公表しております。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についての説明は、以上でございます。

続きまして、別紙様式1、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてご説明いたします。

平成29年度活動計画(案)の1ページをごらんください。1、農業委員会の状況(平成29年3月31日現在)でございます。1、農家・農地等の概要及び2、農業委員会の現在の体制につきましては、委員の皆様ご存じのとおり、こちらの資料のとおりになっておりますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

続きまして、2ページをごらんください。担い手への農地の利用集積・集約化でございます。1、現状及び課題。平成29年3月の管内農地面積は、6,410ヘクタール、これまでの集積面積890ヘクタール、集積率は13.88%でございます。課題としましては、農業者の高齢化や後継者不足により地域農業の担い手が減少している地域や中山間農地等の農業条件の厳しい地域での集積による農地の有効利用が課題となっております。

続きまして、2、平成29年度の目標及び活動計画でございます。集積面積の目標を900ヘクタール、うち新規集積面積500ヘクタールといたしました。目標設定の考え方は、過去の実績を勘案して設定しております。活動計画は、農地中間管理事業を活用するとともに、「農家の友」等により利用権設定事業の周知を行い、農地のあっせん事業を実施いたします。

続きまして、3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。1、現状及び課題。新規参入の状況は、先ほど平成28年度の点検・評価(案)にてご説明したとおりとなっております。課題としましては、農業従事における魅力を具体的に発信する情報力と新規就農に際して発生するさまざまな課題に対する制度的な補助及び相談体制の確立でございます。

続きまして、2、平成29年度の目標及び活動計画は、参入目標数を10経営体、参入目標面積を4ヘクタールといたしました。

活動計画としましては、「農家の友」等を活用し、周知活動を行います。

続きまして、4、遊休農地に関する措置でございます。1、現状及び課題。平成29年3月現在の管内の農地面積は6,638ヘクタール、遊休農地面積は228ヘクタール、割合は3.43%でございます。課題としましては、遊休農地の多くは点在していることが多く、担い手等への集積が困難となっているため、農地中間管理機構と連携し、農地の有効利用を図ることが課題となっております。

続きまして、2、平成29年度の目標及び活動計画は、遊休農地の解消面積の目標を33ヘクタールといたしました。目標設定の考え方は、過去の解消面積を考慮し、目標を設定しております。

続きまして、活動計画でございます。農地の利用状況調査は、調査員数71人、調査実施時期8月から9月、調査結果取りまとめ時期を10月から11月といたしまして、調査方法は農地利用最適化推進委員会を中心に、農業委

員、農業委員会事務局職員が支援して、農地利用状況調査を実施し、新たな遊休農地の把握に努め、遊休農地の解消等の指導を行います。

農地の利用意向調査は、実施時期を1月、調査取りまとめ時期を2月から3月といたしました。

続きまして、5、違反転用への適正な対応でございます。1、現状及び課題は、平成29年3月現在の管内農地が6,410ヘクタール、違反転用面積が6.1ヘクタールで、課題としましては疑いのある農地について随時指導しているが、地域が広く発見がおくれるケースがあるため、監視活動の徹底が課題となっております。

続きまして、2、平成29年度の活動計画は、違反転用の調査を随時行い、是正の指導を口頭及び書面にて実施し、指導に従う意思のない場合は勧告をする。年4回発行する「農家の友」により違反転用防止の周知活動を実施する。農地利用状況調査の結果を踏まえ、違反と認められる場合は、12月に通知を発送するといったしました。

平成29年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)の説明につきましては、以上でございます。

なお、本日ご審議いただきます平成28年度点検・評価と、平成29年度活動計画につきましては、それぞれ6月30日までに農業委員会のホームページで公表しまして、その後国へ報告するため県に提出する予定となっております。

農業委員会事務の実施状況等の公表についての説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。審議に入る前に、先ほどご報告しました議事録署名人についてですけれども、6番、今井隆さんと申しあげましたけれども、本日欠席ですので、8番の堤頼康さん、よろしくご審議いたします。訂正をお願いいたします。

6番の今井隆さんは欠席ですので、8番の堤頼康さんをお願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。質問がありましたら、手を挙げて質問をしていただきたいと思います。

特にないでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 それでは、特にないようですので、採決に入りたいと思います。

農業委員会事務の実施状況等の公表については、原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、原案どおり可決ということで、次に入りたいと思います。

議案第1号 農業委員会事務の実施状況等の公表については、原案どおり可決いたしましたので、今度、議案

第2号 平成29年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より説明をさせていただきます。議案書は3ページになります。

議案第2号 平成29年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

平成29年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について、一般社団法人群馬県農業会議へ次のごり提出したいので審議を求めます。平成29年5月23日提出。高崎市農業委員会農業振興部会長、小野関

多吉。

議案書は4ページになります。こちらに載せさせていただいている意見についてですが、こちら委員の皆様にも以前提出していただいた意見をもとに事務局のほうで重複している意見等取りまとめまして、つくらせていただいたものになります。上から読ませさせていただきます。

1、遊休農地等の発生防止・解消について。

(1)、サラリーマン等農業に従事することが困難な者が相続した農地の中には、荒廃しているものが多々見受けられる。相続農地は農地法の許可を得ずして取得が可能になることが原因と思われる。

相続対象者に対して、耕作不可能な場合などは、農地取得に制限を設ける等法的な対応を行うよう国や関係機関へ働きかけていただきたい。

(2)、農用地区域からの除外に関して、農地の最適な利用が図られるよう平地と中山間地域で基準をそれぞれ区別して設けるなど、制度の一部緩和をするよう国や関係機関へ働きかけていただきたい。

2、新規参入の促進。

高崎市では、地域農業に関心を持ってもらえるよう、気軽に農業に触れることができる市民農園等の農業施設を設置しているが、現実に農業経営を行っている農家との橋渡しになるような中間的な研修施設が見当たらない。例えば、新規就農者が本格的な就農に至るまでの期間、事前に実地研修を行うことができるような大規模かつ実践的な受け入れ施設の整備を検討していただきたい。

3、有害鳥獣対策。

有害鳥獣による農作物への被害は全国的な問題であり対策がとられているが、被害は減少せず、その被害状況も複数の市町村をまたいで発生することが多くなっている。

市町村の境界を越えた、県としての広域的な取り組みによる駆除対策が必要であると思われるので、関係機関と協力し積極的な取り組みをお願いしたい。

以上、4つの項目の意見とさせていただきます。こちらのほう6月17日までに群馬県農業会議のほうへ提出をいたしまして、その後農業会議のほうで群馬県内各市町村の意見を取りまとめ、群馬県知事へ提出するものになります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これから質問を受けたいと思います。何かあったら、ないでしょうか。

質問はないでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 それでは、質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第2号は、原案どおり可決でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 では、原案どおり可決ということで。

それでは、次に、報告の第1号 平成29年度農作物被害防止協力要請について。このことについて、事務局、

説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より説明をさせていただきます。議案書5ページになります。

報告第1号 平成29年度農作物被害防止協力要請について。

平成29年度農作物被害防止協力要請について、次のとおり報告します。平成29年5月23日提出。高崎市農業委員会農業振興部会長、小野関多吉。

議案書6ページになります。

議案書7ページから12ページにかけて各団体に送っておりますそれぞれのお願いの様式のほうをつけさせていただいております。こちらのほうの趣旨といたしますと、議案書6ページになりますが、都市化の進展に伴い、照明による公害、建物等による日陰被害、油等の流出事故により農作物への被害が発生している。そこで農地に隣接し、農作物に被害または影響を与えると想定される各事業所に対し、依頼文を発送し農作物被害の発生防止の協力を要請する。あわせて学校、保育園等に農作物の被害防止と水の事故防止を呼びかける。

2、要請先です。(1)、組合(団体)事務局宛て通知、事業所長宛て通知、この方々に関しましては市内主要工業団体21組合ありまして、そちらの事務局宛てに送っております。また、ガソリンスタンド及び石油販売業者、パチンコ店、自動車修理、解体業、自動車運輸業、製造業関係、またその他といたしまして、各コンビニエンスストアの本部のほうに要請文を送っております。

(2)、小中特別支援学校長宛て通知、幼稚園長、保育所長宛て通知、こちらのほうは高崎市内にあります各小中特別支援学校、合計86校及び私立、公立を含めまして幼稚園、保育園に116園分園長宛てに通知のほうを送らせていただいております。こちらのほう7ページ以降のものを見ていただくとわかるようになっておるのですが、この5月18日付で各団体長、園長等に通知のほうを送らせていただいております。

以上、報告終わります。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

約170カ所ぐらいですかね、要請を出すことになりましたけれども、これについて何か質問があれば、手を挙げてお願いいたします。

特にないでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 なければ、次に、次第、第6のその他に入りたいと思いますが、次第6のその他、何かありましたら。特にないでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 なければ、次第、第7の連絡事項に入りたいと思います。

初めに、西部農業事務所さん。

○西部農業事務所(岡次長) 皆さん、こんにちは。西部農業事務所の岡と申します。この4月に着任しまして、私、採用以来、実は養蚕、お蚕の仕事をずっと続けてきました。昨今、富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産登録に伴って若い個人であったり、企業の養蚕参入がふえてきております。富岡だとか、東毛だとかそういうところが

中心なのですが、高崎管内も養蚕に関心のある方、何名かいますので、養蚕の技術習得で、今、県の施設のほうでも研修を始めているというふうな状況でございます。私のほうから、農業全体の話はもう皆さんよくご案内かと思えます。アメリカ不在のTPPの交渉であったり、平成30年のお米の施策の見直し等、多分今後いろんな条件変化があると思います。その中でやはり担い手の確保、それと農地の利用集積が肝になってくるかと思えます。後ほど農地の中間管理事業について担当から説明させていただきますが、農業事務所としても一丸となって人と農地のプランを進めていきたいと思っておりますので、農業委員の方々には改革等ありますが、引き続きご協力をお願いして、私からの挨拶とさせていただきます。

○西部農業事務所農業振興課(塚越補佐) 皆さん、こんにちは。私、西部農業事務所農業振興課の塚越と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、農業委員の皆様におかれましては、日ごろから地域の農業振興を初め、農地中間事業を活用しました担い手への農地の集積、そして耕作放棄地対策や担い手不足問題など多くの課題解決に向けまして、大変なご尽力をいただいておりますことに対し、この場をおかりしまして感謝申し上げます。まことにありがとうございます。

本日は、毎度の話で大変恐縮なのですけれども、皆様のところへ農地中間管理事業のパンフレットと資料をお配りさせていただきました。改めて農地中間管理事業への協力をお願いさせていただきたく、平成29年3月末時点での実績資料によりまして現在の状況を報告させていただきます。

まず、パンフレットの中に挟み込みましたこのホッチキスどめの資料、こちらの1枚目をごらんください。農地中間管理事業につきましては、スタートして3年を経過したところですが、皆様のおかげをもちまして、群馬県における貸付面積マッチングまで至った面積は、中ほどの列、累計欄の一番下になりますけれども、平成28年度末時点での累計で969ヘクタールまでふえてまいりました。しかし、中山間地域を多く抱える西部農業事務所管内におけるマッチング面積は80ヘクタール余り、このうち高崎市分は7.8ヘクタールほどにとどまっております。農地中間管理事業の活用が余り進んでいない状況にあります。

高崎市においては、農地の資産保有意識が強い方が多かったり、借り手の希望を生かすような、条件のよい貸し出し農地がなかなか出てこないなどのさまざまな事情があることは承知しておりますけれども、この1月に開催されました農業振興部会でも説明させていただきましたように、農林水産省においては、農地中間管理事業の実績を上げるために担い手農業者が農業用機械や施設などを導入する際に使える国庫補助事業について農地中間管理事業の活用度の高い県が採択で有利となる仕組みに昨年度から変更したところであります。そして、群馬県全体の事業の活用度は、全国の40位前後となっているため、県内の担い手農業者が大変不利な状況になっています。県といたしましては、県内の担い手農業者が補助事業で不利にならないために、また規模拡大志向のある担い手農業者の経営基盤を強化するためにも農地中間管理事業の活用を推進しているところであります。そして、その推進に当たりましては、各地域の農業事情に精通されている農業委員さんの協力が不可欠でありますので、引き続き事業へのご協力のほうどうかよろしく願いいたします。

また、資料の2枚目のほうには農地の借り受け応募者の状況、そして3枚目以降には農地の貸し出し希望者の状況の資料を添付させていただきました。

まず、資料の2枚目には農地の借り受け応募者の状況を挟んでおるのですけれども、3月末までに41の経営体から延べ面積で426ヘクタールの借り受け申し込みがありました。事情により申し込みの取り下げをされていない方が含まれていたり、また株式会社ぐんま桑研さんのように高崎区域、倉渕、榛名、箕郷、群馬のどの区域でもいいから30ヘクタール借りたいといったように、同じ方が別の区域、複数の区域に重複して応募している場合もありますので、実際の借り受け規模面積は大体300ヘクタールほどになると見込まれます。

なお、一番右の欄の地区内、地区外とは地区内農業者は市内の農業者、地区外農業者は市外の農業者というふうにお考えいただければと思います。

一方で、資料の3枚目以降の貸し出し希望農地の状況なのですけれども、地区ごとに一覧にいたしました。この資料は、既に農地中間管理機構が借り受けたもの、マッチングできたものは除いてあります。そして、資料の一番最後のページに合計面積を記載いたしましたのですけれども、3月末時点で約21ヘクタールの貸し出し希望農地があります。また、そのうち14.4ヘクタールが基盤整備済みの農地です。こういった基盤整備済みの農地など借り受けの需要が多そうな農地、そして守るべき優良農地を中心に市役所の農林課や群馬県農業公社に協力をいただきまして、借り受け希望者とのマッチングを進めていきたいと考えておりますので、農業委員の皆様方にもご意見や情報提供などのご協力をいただければと考えております。

また、借り受け希望農地面積に対して、貸し出し希望農地が非常に少ない状況となっています。貸し出し希望農地の箇所数、面積がより多いほうがマッチングに結びつきやすくなりますので、農業委員の皆様方におかれましては、このような状況をご理解いただきまして、農地を担い手に集積し、遊休農地化を進めない。そして、地域の農地を守るというためにも、引き続き農地中間管理事業の周知と掘り起こしにご協力を賜りますよう、どうかよろしく願いいたします。

農業事務所からは以上になります。

○部会長 農業事務所から報告が終わりましたけれども、何か質問がありますか。

ちょっと1ついいですか。

○西部農業事務所農業振興課(塚越補佐) はい。

○部会長 2月の頭だったと思うのですけれども、菊地の共済で人・農地プランの座談会みたいな形をやりまして、その中で前に何度かここに話し合ってきた結果をここに色分けして、地域の担い手をわかるようにするという案が出て、それをやりますという報告があったと思うのですけれども、その進行ぐあいはどうなのですか。

○西部農業事務所農業振興課(塚越補佐) はい。基本的にそちらのほう市の農林課のほうが中心になっていただいて、私どもの農業事務所、それから農業公社のほう色々お手伝いしてまいりたいと思っていますけれども、やはり地図に落とすと、マッチングには、非常にマッチングが進めやすくなると思っています。こちらのほう市のほうが大変忙しいとは思っていますけれども、また話をしまして進めてまいりたいと思っています。

○部会長 はい。そのほかに何かありますか。

○15番小和瀬委員 この農業事務所内の農地中間管理機構でいろんなところで、この中間管理事業を進めるべき話は何回かお聞きするのですけれども、いろんなこういう農業団体の会議、我々農業委員の会議もそうですけれ

ども、また農協の会議等でも話は出るのですけれども、そういういろんな会議、認定農業者の関連、我々農業委員の関連、農協関連と色々な会議に出てくる方は、どちらかといえば農業を真面目に一生懸命やっている方が多いので、先ほどちょっと話がありましたように、貸し手が非常に少ないと。貸し手になるような人たちはほとんどそういう会議には出ていないのだと思うのです。農業に関心がないのだから。だから、そういう人たちにこういう事業があるというのが意外と伝わっていないのです。だから、伝わっていないから貸し手が出てこない。だから、もっとそういう何ていうの自家用ぐらいしか農地を持っていない人たちに、いるのですね、そういう人たちにいろんな会議等がいろんな集まりにはほとんど出てきていないですから。兼業が多いですから。だから、そういう人たちにいかに中間管理事業を契約するかというのは重要だと思っているので、そこがもう少しPRできれば貸し手ももっとふえてくるのではないかなと私はそう思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○西部農業事務所農業振興課(塚越補佐) おっしゃるとおりだと思っています。昨年の7月に市役所で行われました事前打ち合わせ会議といたしましたか、そちらのほうで委員の皆様方にこちらの28年度パンフレット1人30部ずつくらいとりあえずお配りさせていただきまして、地域の貸し手農家の方々を中心に周知をお願いしたいというふうにより頼らせていただいたところですが、その後もやはりちょっとこちらのほう冊子ではちょっとボリュームがあり過ぎる感じですので、1枚紙のチラシなども、昨年度末に私ども農業事務所のほうで印刷をしまして、各農業委員会さんのほうへ基本枚数をちょっと聞き取って配布させていただいたところですが。今年度もそういったまたチラシを印刷して皆様のほうに周知のための配布をお願いしたり、また今年度、特に農協のほうの営農指導員、特にタックの方々にも周知のほうお願いしようと思っています。また、農協においては4月号の広報紙に高崎市さんとはぐみさんの農協の広報紙のほうの中間管理事業の広告する記事をご載せいただきました。農業委員会の広報紙にも毎回、毎回載せていただいておりますけれども、こういったことができることを積極的にやっていながら、私どもは推進してまいりたいと思っていますので、農業委員の皆様方におかれましては、こういった出し手となりそうな農家の方々に対する周知、またチラシのほうも要望、必要部数をちょっとお聞きして印刷をしたいと思っておりますので、そういった方々に積極的に周知を、ご協力をいただければありがたいと思っています。

○部会長 ありがとうございます。

そのほかに何かありますか。ないでしょうか。

どうぞ。

○16番加藤委員 ちょっと事務局のほうに聞きたいのですけれども、農家台帳ありますよね。農家台帳というのは、今まで農業委員の選挙制度で3年に1回やっていましたよね。今回選挙制度なくなったので、3年たったけれども、いつも正月ごろ、年末年始にお伺いしたのかな、それで農家台帳のデータをやっていた記憶があるのですけれども、これからどういう考え方なのですか。今までもやっていたでしょう、3年に1回。

○部会長 事務局。

○事務局 お答えいたします。

選挙制度がなくなりましたので、今はもう手紙というのは送っておりません。それで、返信というのでもありませんので、あとは農業委員会のほうで調査をして、農地台帳を整理していくということになります。あと、法律で年に1回固定

資産税の台帳との突合、あとは住基と随時連動しておりますので、そういった形で農地台帳がというのは一応日々整備されているような状況となっております。

以上です。

○部会長 説明が終わりましたけれども、いいですか。

○16番加藤委員 今まで選挙制度というのはやっぱり3年に1回来ていたような気がしたので、今回は選挙制度ないから来ないなという感覚だったので、ということの確認だけだったのです。

○事務局 済みません、選挙制度に関しましては、もう農業委員会法が改正になりました、もう選挙はないですよということで決まりましたので、選挙に関する書類も送付を平成27年度からもう行っていないので、そのあたりよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

○部会長 どうでしょう、いいですか。

○16番加藤委員 いいですよ。

○部会長 それでは、次に、農政部何かありますか。

○農政部長(真下信芳) ございません。

○部会長 ないですか。

それでは、農業公社さん。

○農業公社事務局長(須川清孝) 特にございません。

○部会長 では、事務局、何か連絡ありますか。

○事務局 ございません。

○部会長 特にない。

○事務局 はい。

○部会長 それでは、本日用意しました議案、全て終わりましたので、これで終了したいと思います。

なお、私たち部会長及び職務代理の仕事はきょうが最後の総会ということですので、皆様に一言お礼を申し上げたいと思います。

私、小野関、振り返りますと、もう早くも1年たつと。何かこんな重要な振興部会長など務まるのかなということでスタートしましたが、皆さんに温かく指導していただいて、何とかきょうまで務めることができました。本当にありがとうございました。これから振興の姿が変わると思いますけれども、また農業委員に残る方いろいろ努力していただいて頑張ってくださいと思います。どうも長い間、ありがとうございました。(拍手)

○部会長職務代理(高橋明廣) 私、職務代理を務めさせていただきました高橋と申します。なれない仕事だったわけですが、何とか部会長をお助けするというまでにいかなかったですけれども、皆さんにいろいろな面でご指導いただきましてありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○部会長 以上、これもちまして第16回農業振興部会を閉じさせていただきます。

議長の席をおろさせていただきます。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、第16回農業振興部会を終了させていただきます。

皆さん、ありがとうございました。

午後 2時30分 閉会